

可搬形発電機の定期点検済証票の取扱いについて

I. 交付申請等

1. 適用の範囲

この通知は、一般社団法人 日本建設機械レンタル協会（以下「建機レンタル協会」という。）が発行する可搬形発電機（以下「可発」という。）の定期点検済証票の取扱いについて適用します。

2. 定期点検済証票の交付申請（申込）

定期点検済証票の交付を受けようとする者は、次に示す要領により申請して下さい。

- (1) 申請手続は、「可搬形発電機定期点検済証票交付申請書」（以下「申請書」という。）に手数料を添え、建機レンタル協会支部経由で提出して下さい。
- (2) 手数料は、定期点検済証票一枚につき次のとおりとします。
1枚 400円（送料及び消費税は別途請求）
- (3) 申請書及び手数料の提出方法は、直接提出又は郵送提出のいずれかによります。
 - ① 直接提出の場合は、申請書及び手数料（現金又は指定銀行払込通知書の写し）を建機レンタル協会又は同支部に直接持参して下さい。
 - ② 郵送提出の場合は、申請書を建機レンタル協会又は同支部に送付して下さい。請求書を同封し、直送します。
- (4) 申請書の申請者等は次のとおりとします。
 - ① 申請者は、次の②に該当する可搬形発電機整備技術者（以下「可発整備技術者」という。）の所属する法人であって建機レンタル協会の会員とします。
 - ② 可発整備技術者は、可発整備技術者資格認定講習を受講し試験に合格の上、資格証を取得した者でなければなりません。

3. 定期点検済証票の交付

- (1) 建機レンタル協会は、申請書が提出されたときは、建機レンタル協会会員（但し会費1年以上の滞納者は除く。）であることを確認した上、申請者に交付します。交付の方法は、直接交付又は郵送交付のいずれかによります。
- (2) 建機レンタル協会は、定期点検済証票を交付したときは、「定期点検済証票交付台帳」に所要事項を記載してこれを保管しておきます。

4. 定期点検済証票の管理

定期点検済証票を保管し、可搬形発電機に貼付するときは次の事項を守って下さい。

- (1) 可発整備技術者が行う点検は、点検しようとする可搬形発電機に適合するマニュアル並びに所定の定期点検記録表等により実施して下さい。
- (2) 貼付の位置は、可搬形発電機表面の見易い所とします。
- (3) 点検者は、点検の結果を記録し保管すると共に、「定期点検済証票貼付台帳」に記帳し、これを保管しておいて下さい。
- (4) 定期点検済証票は、点検者が当該可搬形発電機について点検後、異常の有無を確認し前項の処理完了をした上で貼付することとします。
- (5) 定期点検済証票は、他に譲渡し流用をしてはいけません。

5. 管理状況の調査

建機レンタル協会は、定期点検済証票の管理状況等について、必要に応じて立入調査を実施することがあります。

6. 違反の取扱い

この取扱い通知に著しく違反した行為があった場合には、可発整備技術者講習会制度に関する規程第 16 条により資格登録の取消しをするものとします。

II. 使い方

建機レンタル協会は、工事用発電機の定期検査等に係る整備取扱いについて、年 1 回以上行う可搬形発電機の定期点検済証票を発行しております。その様式並びに使用方法は下記のとおりです。

1. 本票は、会員企業が所有する可搬形発電機に対し建機レンタル協会が制定した定期点検項目に関し、「定期点検記録表」に基づき点検を実施し、安全性の確保及び性能品質保持の“証”として自主的なステッカー制度の推進のため貼付する証票です。
2. 本票（図 A-1）の最上段の数字は年号を表し、両外周側の 1～12 の数字は定期点検実施月を表します。
3. 定期点検済証票の使用方法について
 - (1) 「点検者名」欄には点検を行なった、可発整備技術者の氏名を記入して下さい。
 - (2) 「整備工場」欄に点検を実施した工場名を記入し、別添えの透明シールで、その部分を覆って下さい。
 - (3) 定期点検実施月にあたる数字を切り取って下さい。
 - (4) 次に裏面の剥離紙を剥がし（図 A-2）、その面を発電機の貼付場所に貼付して下さい。

(図 A-1)



(図 A-2)



(注) 定期点検済証票は毎年 1 月 1 日をもって年号数字が変更されます。

- ① 前年発行の定期点検済証票は、同日以降使用出来ませんのでご注意ください。但し、既に貼付した定期点検済証票は、点検実施月から 1 年間は有効です。
- ② 定期点検済証票が汚損又は剥離した場合は、購入先（建機レンタル協会支部）に申請して、新たな定期点検済証票番号（最上部の一連番号）を記録表及び台帳に記入すると共に、当初の定期点検実施月にあたる数字を切り取り貼付して下さい。
- ③ 定期点検済証票は、あくまでも定期点検の実施を証するためのものです。

[備 考]

1. 定期点検済証票使用上の注意

- (1) 貼付場所は、原則的に計器盤等にして下さい。
- (2) 発電機の形態・使用箇所の状況によって計器盤等に貼付することが困難な場合や汚損又は剥離の恐れがある場所は、他の箇所に貼付して下さい。

2. 定期点検済証票貼付上の注意

凹凸のある箇所や、油、塵、埃、水等の付着している場所に貼付すると剥れやすいので、油や塵等はウエス等でよく拭きとって、出来るだけ平な箇所に貼って下さい。
又、洗浄に際してスチーム・クリーナーを使用する場合は、直接証票にかかると剥離又は変色等の原因となり易いので、あらかじめビニール等で証票を覆い実施して下さい。

3. 定期点検済証票への記入上の注意

必要事項の記入に際しては、なるべく次のものを使用して下さい。

- (1) ボールペン・鉛筆
- (2) 速乾性スタンプインク（顔料系）

なお、止むを得ず、サインペンや染料系のスタンプインクを使用する場合、あるいは、上記の物のうちでも、記入した直後にシールを貼付するとインクがにじみ、判読不可能となることがありますので、十分に乾燥の後、シールを貼付するようにして下さい。

4. 定期点検済証票の保険について

この定期点検済証票には、会員に限って生産物賠償責任保険が付保されています。この生産物賠償責任保険は、定期点検済証票を貼付した賃貸物件（発電機本体に限る。）の点検、整備、補修等の不備、不良及び表示ミス等によって起こった事故により、会員が負う法律上の賠償責任を補償するものです。

(補償内容)

対人賠償	1名につき	3,000万円
	1事故につき	6,000万円
	(保険期間中 (但し免責額	6,000万円) 10万円)
対物賠償	1事故につき	100万円
	(保険期間中	10,000万円)
	(但し免責額	10万円)

附 則

この通知は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。